

令和 年 月 日

保護者様

上越市立保倉小学校長
荒井 尊嗣

出席停止のお知らせ

お子さんは、学校保健安全法に定められた感染症により出席停止となります。

ご家庭においては、医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。

なお、登校される際には下記の登校許可証明書を医療機関で記入していただき、学校へ提出してください。

き り と り せ ん

登校許可証明書

学校名 (上越市立保倉小学校)

児童・生徒名 (年 組)

- 病名
- 1 ~~インフルエンザ~~
 - 2 百日咳
 - 3 麻疹
 - 4 流行性耳下腺炎
 - 5 風疹
 - 6 水痘
 - 7 咽頭結膜熱
 - 8 結核
 - 9 腸管出血性大腸菌感染症
 - 10 流行性角結膜炎
 - 11 急性出血性結膜炎
 - 12 髄膜炎菌性髄膜炎
 - 13 その他 ()

上記の疾病は、軽快していますので登校してもさしつかえありません。

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名 _____ 印

学校長 様

上越市立保倉小学校

年 組

児童生徒氏名

療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが出席停止期間を経過しましたので、①～⑤について記入し、本届を提出します。

① 該当に ○		
病名	インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症
出席停止 期間の基準	発症した後5日を経過し、かつ解熱 した後2日を経過するまで	発症した後5日を経過し、かつ症状 軽快後1日を経過するまで

※出席停止期間の数え方については裏面参照

発症日	インフルエンザ 解熱した日	新型コロナウイルス感染症 症状が軽快した日	登校再開日
② 令和 年 月 日	③ 令和 年 月 日	④ 令和 年 月 日	

⑤ 令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

- インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。)
- 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- 療養後登校するに当たり、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

出席停止期間の数え方

〈 インフルエンザの場合 〉

	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目	発症 9日目
発症日～ 日付記入	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
解熱0日 目を ○で囲む		解熱 0日目	解熱 1日目	解熱 2日目			登校可能			
			解熱 0日目	解熱 1日目	解熱 2日目		登校可能			
				解熱 0日目	解熱 1日目	解熱 2日目	登校可能			
					解熱 0日目	解熱 1日目	解熱 2日目	登校可能		
						解熱 0日目	解熱 1日目	解熱 2日目	登校可能	
							解熱 0日目	解熱 1日目	解熱 2日目	登校可能

〈 新型コロナウイルス感染症の場合 〉

	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
発症日～ 日付記入	/	/	/	/	/	/	/	/	/
症状軽快 0日目を ○で囲む		症状 軽快	症状 軽快				登校可能		
			症状 軽快	症状 軽快			登校可能		
				症状 軽快	症状 軽快		登校可能		
					症状 軽快	症状 軽快	登校可能		
						症状 軽快	症状 軽快	登校可能	
							症状 軽快	症状 軽快	登校可能

- ※1 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とする。
- ※2 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。